決裁	委員長	職務代理	委　員	委　員	7杉選第438号 議事録案です。 訂正があれば、指摘をお願いします。 確定した内容は、区公式HPへ掲載します。

令和８年第３回選挙管理委員会定例会会議録

開催日時	令和８年１月21日（水） 午前10時00分から 午前11時00分まで			
出席者	委　員	与島委員長、小井委員長職務代理、島田委員、今井委員		
	事務局	石田局長、井澤次長、小川選挙法規担当係長		
開催場所		選挙管理委員会室	傍聴人	無

会議の結果及び主な発言	議　案　等		結果
	議案 第５号	杉並区長選挙の期日等について	決定
	報告事項 3－1	第51回衆議院議員選挙　委員会日程表	了承
	報告事項 3－2	令和８年執行予定の衆議院（小選挙区選出）議員選挙に係る公職の候補者等の政治活動用ポスター等の取扱いについて	了承
	報告事項 3－3	事務局職員の異動について	了承
	その他		―

委員長	これから令和８年第３回の定例会を開催します。
	＜杉並区長選挙の期日等について＞
委員長	本日は議案第５号、杉並区長選挙期日等についてと、報告事項が３件です。それでは、議案第５号について御説明願います。
局長	議案第５号、杉並区長選挙の期日等について御説明をいたします。資料、議案第５号を御覧ください。 １枚目ですが、任期満了に伴う、杉並区長選挙執行日、期日等について、審議いたします。任期満了は令和８年７月10日になります。公職選挙法によれば、選挙期日は任期満了日前30日以内に行うということになり、令和８年６月10日が30日前の応答日になっています。 前30日期間内の日曜日を想定しますと、６月14日、21日、28日、７月５日になります。この日程を想定日としておりますが、28日執行日が、１番適当ではないかということで、事務局としましては、６月28日執行日を決定するのが望ましいと考えております。 また今回、区議会議員が１名欠になっており、そうなると便乗選挙となり区長選挙の告示に正式に確定することになりますが、区長選挙と同時に区議会議員補欠選挙を執行することが見込まれます。 事務局案としては、６月28日の第１案で御提案したいと思いますが、委員会で審議をよろしくお願いできればと思います。

委員長	ただいま御説明していただきました内容においては、6 月 28 日を事務局案として考えているということですが、委員の皆様から御意見頂いて決めたいと思います。何かございましたらお願いいたします。
今井委員	ほかの課へは聞いていますか。
局長	委員会で御決定頂ければ、区長部局等も対応することとなっております。
小井委員	特に大きなイベントとか重ならなければ、28 日で結構だと思います。
島田委員	第 2 回区議会定例会に影響がないことを考えると、28 日がいいかなと思います。
委員長	それでは、全員一致ということで、6 月 28 日に了承したいと思います。
次長	開票日は、翌日の 6 月 29 日月曜日です。 この決定を受けまして、この後、区議会事務局に、議員あてにラインワークで周知をするとともに、広報課にも、プレス発表の情報提供をします。
委員長	それでは報告事項が 3 点ございますが、御説明願います。
局長	報告 3－1 です。衆議院議員選挙関係の委員会日程表でございます。 （資料に沿って、今後の日程を確認） 以上になります。
委員長	それでは、まず 3－1 を確定させたいと思います。皆さんのスケジュールも含めて、御意見はよろしいでしょうか。この内容については決定したいと思います。
局長	続きまして報告 3－2 は、衆議院選挙小選挙区の公職の候補者等の政治活動用ポスター等の取扱いについてになります。これは、東京都選挙管理委員会から、各区市町村選管への連絡ということで、公選法の規定に伴う、ポスター掲示の撤去の命令の対象となる通知になります。公選法の規定によると、立候補予定者（現職を含む）及び、後援団体の政治活動ポスターについては、解散の日の翌日（24 日）から選挙期日までの間、選挙区内の掲示は禁止されるということです。この間、掲示されたポスターは、撤去命令の対象となります。政党また、政治団体の政治活動ポスターについても、ポスターに氏名、氏名が類推されるような事項を記載されたものが候補者になった場合には、候補者となった日のうちに、選挙区内のポスターを撤去しないと、撤去命令の対象となるということになります。これを都選管から、政党各会派に、1 月 16 日付で、その取扱いについて周知をしたことになります。衆議院議員選挙のときは毎回、都選管が行っているもので、区では依頼は行わないことになっております。3－2 の政治活動ポスターの取扱いについての報告になります。以上です。
委員長	3-2 について御報告頂きましたが、何か、確認することがあればお願いします。報告 3－3 をお願いします。
局長	報告 3-3 については、事務局職員に異動に関するものです。衆議院の解散を受けて、4 名の職員を兼務で人事配置しました。全員選管経験者で、それぞれ 19 日付けで、人事課から選管兼務の発令をいただいております。これで職員 18 名体制となり、衆議院議員選挙を行うということになります。報告 3－3 については以上のとおりです。
委員長	今ご説明のとおりということで了承しました。それではその他についてお願いします。
局長	その他についていくつか資料を用意しております。一つは、1 月 23 日に行われる臨時会の日程案です。午後から臨時会の本会議を開催して、本会議終了後、総務財政委員会で、衆議院の執行経費の補正予算第 3 号の御審議頂くことになります。その後、議運が開かれて本会議で議案上程議決を予定しておりま

	す。 （第１回杉並区議会定例会日程の報告） 最後に、急遽、衆議院議員選挙の関係で決定頂くことがあり、書面開催ということで議題書を用意したものの再掲ということでお配りしております。 書面開催で、全て御承認頂いた一つ、議案第３号のポスター掲示場総数減少協議です。これは、第67投票所のもので、いつも減少協議をしてるものです。あとは、選挙公報の補完措置についてもこれも、東京都に書類を提出しなければならないため、書面開催ということで決定をしていただいたというものになります。 最後に、衆議院議員選挙の当番表になります。期日前投票期間の一週間それぞれ順番で、委員会室に待機をしていただくことになっております。また２月５日（木）午後に、各委員に２コースに分かれて、期日前投票所の視察していただいた後、午後 5 時から定例会で選挙立会人の決定を行っていただくことになります。 （委員参集の日程報告） その他の説明は以上になります。
委員長	ただいまその他について御説明頂きました。定例会等の日程については、記載のとおりということだと思いますが、あと当番表についてこれで確定ということにさせてください。 他になければ、これをもちまして、第３回の定例会を終了いたします。

	局　長	次　長	主　査	作成者	第３回定例会　令和８年１月21日
回議					会議録（案）を回議します。訂正があれば、指摘願います。 確定後は区公式HPへ掲載します。